

第 6 章

文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

第 6 章 文化遺産の保存・活用に関する方針と措置

1. 文化遺産の保存・活用に関する方針

本計画の作成にあたり、これまで湯浅町では、郷土史家を中心にした先人たちの地道な活動により、文化遺産の継承や歴史の研究が行われてきた中で、近年では醤油醸造を核とした様々な取り組みが行われ、歴史や文化遺産を目的とした観光客が訪れる町となったこと、同時にさらに多くの歴史文化の特徴があるにも関わらず、専門的な調査や保存・活用の手立てが十分ではなく、町内外に魅力として伝えきれていない現状が明らかとなった。本計画は、現状や課題を踏まえて、これらを解決していくための措置を計画するものである。

湯浅町における文化遺産の保存・活用に関する取り組みを進めるにあたって、目指すべき将来像として、「ホンモノの歴史を誇れるまち」を基本理念に掲げる。「ホンモノ」とは、地域一体となって大切に守り続けてきた文化遺産そのものであり、調査や研究に裏付けされ地域の人々が自信を持って他所に誇ることでできる歴史であり、湯浅町のかげがえのない魅力である。湯浅町に残された未発見のものも含めた様々な文化遺産の調査や研究を進めること、その成果を地域住民と共有することで、地元を誇りに思う気持ちを認識させると同時に、町外には魅力として発信して湯浅町を訪れたい気持ちを生みださせることを目指すものである。

本計画においては、計画期間内に実施すべき措置について、以下の方針に基づいて整理し、計画的に取り組むを進めるものとする。

基本理念

「ホンモノの歴史を誇れるまち」

- 方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる
- 方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える
- 方針Ⅲ ホンモノに親しむ
- 方針Ⅳ ホンモノを活かす

方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる

これまでの郷土史家の調査研究の成果を基礎として、寺社だけでなく個人が持つ資料も含めて、文化遺産を悉皆的に調査し、その現況把握に引き続き努める。また、把握が進んでいない動物・植物、地質鉱物などの分野の把握調査や、地域に伝わる特色あるものとしての食文化、民話等の調査と記録保存を行う。さらに、これまであまりされてこなかった製網業や漁業等に関する調査を進めるとともに、湯浅の歴史を語るうえで象徴的な醤油醸造に関する資料の収集と研究をさらに進めていく。また、埋蔵文化財に関する調査は、開発等の機会を捉えて行い、必要に応じて周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲を見直していく。

これらの調査研究においては、古老からの聞き取りや文化遺産の掘り起こし、古写真の提供など、地域住民の協力を得ながら、博物館や大学等の学術機関とのしっかりとした連携をもとに進めていく。また、調査の結果、文化財としての価値づけが必要なものについては、学術機関と連携のうえ、詳細な調査を行うこととし、適切な評価をするよう努める。

本計画期間内には、今回作成した文化遺産リストの補完を完了させることを目指す。

方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える

伝えられてきた文化遺産について、それをさらに次の世代に伝えることは、今の世代に課せられた使命である。また、それらの文化遺産によって語ることでできる地域の歴史は、将来の湯浅町にとっても誇りとなる歴史となる。このことを念頭に、保護が必要な文化遺産に対する適切な保護制度を適用し、保存のために必要な環境整備を含めた修理等の事業を行っていく。文化財保護法や和歌山県、湯浅町の文化財に関する条例に基づく指定はもちろんのこと、文化財の登録制度を活用して、地域住民共有の文化遺産として、行政のみならず地域住民が一体となった見守りを推進する。必要に応じて湯浅町独自の仕組みの構築も検討していかなければならない。

また貴重な文化遺産を守るため、防災や防犯に関する取組みを関係機関と連携して進めるとともに、個人所蔵の文化遺産の散逸を防ぐために、文化遺産の収蔵施設を置いて、積極的な文化遺産の収集を行う。

方針Ⅲ ホンモノに親しむ

地域の貴重な歴史や文化遺産について、学び、触れる機会の創出を積極的に行う。

歴史や文化遺産を学ぶ機会として、講演会の開催や、学校教育における郷土の歴史学習といった既存の取組みをさらに進め、公民館活動や、高等学校・大学等との連携を図ることで、様々な機会でも湯浅の歴史を知ってもらうように努める。このことにより、地域の文化遺産を保存・活用することについて、若年層を中心とした多くの人々に関心を持ってもらい、将来の担い手を養成していく。

また、文化遺産の公開を積極的に進める。湯浅城跡は、調査整備のための可能な限り公有化を図り、専門的な調査を行ったうえで、公開に向けた整備を進める。旧栖原家住宅をはじめとした伝建地区内の公有施設については、伝建地区の特性である醤油醸造の歴史文化を中心とした学びの場とする。その他、湯浅町や湯浅町教育委員会が所蔵する文化遺産については、できるだけ常時に公開ができるように努めるとともに、民有の文化遺産についても公開を促していく。

さらに、本計画の作成によって整理された成果そのものを十分に活かし、湯浅町の歴史や文化遺産の情報発信を行っていく。

方針Ⅳ ホンモノを活かす

先人たちが残した貴重な文化遺産や、様々な歴史のストーリーは、町外から訪れる観光客等にとっても魅力的なものである。湯浅町は伝建地区を中心に来訪者が多く、歴史に関する情報発信は醤油醸造に関することが中心となっている。それ以外の湯浅町の様々な歴史や文化遺産についても、誘導板・説明板の整備、ルートの構築などに観光施策と連携して取り組んでいくことにより、来訪者の滞在時間の延長や、それに伴う経済効果が望め、地域の産業の活性化にも繋がる。さらに、日本遺産を活かしたPR活動を継続し、醤油醸造を行っている他の市町との連携や、和食に関する日本遺産同士の連携、位置的に近い近隣の日本遺産との連携など、幅広い取組みを進めていく。こうした魅力向上の取組みにより、湯浅町の知名度向上が図られ、ふるさと納税の増収等にも資するものとなる。

2. 文化遺産の保存・活用に関する措置

湯浅町における文化遺産の保存・活用に関する課題を解決するために、前述の方針に則り、本計画の計画期間において実施すべき措置を整理した。措置の実施にあたっては、事業に応じた事業主体が、文化庁の文化財保存事業費補助金や文化資源活用事業費補助金等、内閣府の地方創生推進交付金をはじめとした国や県、町の支援メニューを活用して行う。措置事業ごとに想定される事業主体を記載し、事業時期の目途として、計画期間を前期（1～4年目）・中（4～7年目）・後期（7～10年目）にわけて計画した。このうち、特に重点を置いて実施すべき措置については、事業名の前に「★」印をつけて表記している。

方針Ⅰ ホンモノの歴史を調べる

湯浅町の歴史や文化遺産を保存・活用していくための根幹となる調査について、外部機関との連携により把握調査を進める。特に、本計画期間内には、寺社の所有する文化遺産について、過去に把握されているものの現状確認と、未把握の文化遺産の悉皆的な調査を行うことにより、さらなる専門的な調査が必要なものや、保護措置が必要なもののピックアップを進めることとする。また、個人所蔵の文化遺産の把握にも努め、醤油醸造や、これまで注目されてこなかった製網業、漁業、農業等の調査の進展を図る。

さらに、食文化や、民話・習俗などの生活文化については、早期に聞き取り等の調査を行って把握を進める。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
1	★寺社所有文化遺産調査	既往調査により判明している文化遺産の現存や保存状態の確認、未発見の文化遺産の確認、詳細な調査が求められる文化遺産のピックアップを目的に、町内の寺社を対象に悉皆的な調査を行う。	○			△		■		
2	★個人所有文化遺産調査	町内各家に残る民俗資料や古文書、絵画等について、機会をとらえた現況把握を継続的に進めるとともに、整理やリスト化などの調査が必要な案件を計画的に調査し、醤油醸造や製網業、その他の生業に関することや、芸術活動の実態等の解明に繋げる。	○			△		■		
3	美術工芸品個別調査	文化財としての価値づけが必要と思われる文化遺産について、学術的な個別調査を専門機関と連携して行う。	○			○		■		
4	町内歴史的建造物個別調査	令和元年度に実施した町内歴史的建造物悉皆調査を踏まえ、生業等を象徴する建造物や景観上重要な建造物を中心に個別調査を行う。	○				△	■		
5	天然記念物悉皆調査	現在指定等文化財がない天然記念物分野、特に動植物について地域の特性を明らかにする調査を実施する。あわせて、県立自然博物館等と連携して、町内で産出された化石の状況について整理し、地学的特徴を明らかにする。	○			△		■		
6	名勝地・景観の状況把握調査	農業の集落景観や、海を望む自然景勝地など、湯浅町の特徴的な景色について、詳細な状況把握を行い、保全の必要性やその手法を検討する。	○					■		
7	★食文化の把握調査	醤油、漁業、農業等、湯浅の歴史と関係のある生業や特産物がある湯浅町において、食にまつわる習慣や独特の調理方法など、特色ある食文化の把握を目的とした専門的な調査を行う。	○			△		■		
8	生活文化に関する現状の調査	地域に伝わる民話や習俗、民謡、伝承などの生活文化に密接に関係する地域の特色あるものについて、その現状を把握し、記録作成を行う。	○			△		■		
9	古写真収集事業	町並みや歴史的建造物の復元等に繋げることを目的に、昭和の終わりごろまで収集の対象時期を広げ、古写真等の資料提供を町民に呼びかける。	○	○				■		
10	埋蔵文化財確認調査	周知の埋蔵文化財包蔵地における開発等の際の確認調査等により、遺跡の状態を確認し、成果を年報にまとめて発行する。	○					■		
11 (1-1)	埋蔵文化財分布調査(踏査)	周知の埋蔵文化財包蔵地の見直しを目的とした埋蔵文化財の分布調査(踏査)を実施する。	○					■		

方針Ⅱ ホンモノを後世に伝える

文化遺産を確実に後世に伝えていくため、保護措置の適用や修理等の実施、文化遺産の収集等を進めるとともに、地域住民と連携した取組みのもと、地域ぐるみで歴史や文化遺産を守り、伝えていく機運の醸成を図る。保護措置の適用に際しては、文化財指定とともに、登録文化財を増やしていくことによって、安易な滅失を防ぎ、文化財としての周知を図ることができる。国の登録文化財だけではなく、より地域に根差した様々な文化遺産をリスト化し、地域全体で共有することができるよう、「湯浅遺産」(仮称)制度の仕組み作りを検討する。また、地域の文化遺産を見守り、例えば「湯浅遺産」への登録を推薦することができる人として、「ゆあさ歴史サポーター」(仮称)制度を導入し、地域一丸となった歴史や文化遺産の保存・活用を進めていく。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
12	湯浅町文化遺産リストの補完	調査等の成果により新たに判明した文化遺産の追加、所在が確認できなかったり重複が判明した文化遺産の削除等を行い、文化遺産の把握に努める。	○								
13	★文化財の新規指定・登録	調査等の成果により判明したものの中から、国登録文化財への登録を推進していく。同時に、条件が整ったものは積極的に文化財への指定を進めていき、補助の仕組みの活用を促す。積極的な指定や登録は、歴史・文化の普及啓発にも繋がる。	○		△						
14	歴史的風致形成建造物の指定検討	必要に応じて、歴史的風致維持向上計画に基づく歴史的風致形成建造物の指定を行う。	○								
15	★「湯浅遺産」(仮称)制度の検討	文化遺産の所在を明らかにし、地域で大切にしていくため、「湯浅遺産(仮称)」として、町による文化財登録制度の導入と連動させた仕組みや、緩い規制による所有者への配慮等を考慮した制度作りを検討する。	○								
16	指定等文化財の適切な保存修理の実施	指定等文化財の劣化防止や、公開のための美装化、保存環境の維持向上など、保存や活用のために必要な修理について実施する。その際、和歌山県や関係機関と連携し、専門家や技術者による適切な指導のもと実施する。	△		○						
17	指定等文化財の収蔵施設等への対策	指定等文化財が保管されている建物について、良好な環境で、防災防犯対策が十分に行われているか確認し、その整備や維持に努める。	△		○						
18	指定等文化財への小規模な整備・修繕への対応	指定等文化財に対する防災・防犯設備の整備、保存のために必要な小修繕、災害時の小規模な復旧事業等に対して、機動的な支援を行う仕組みを構築し、対応する。	△		○						
19	★「ゆあさ歴史サポーター」(仮称)制度の検討	湯浅町内の文化遺産の見守り活動や、新たな文化遺産の掘り起こし、そのための研修活動等を行う地域住民を登録し、「ゆあさ歴史サポーター(仮称)」として協力者を募る仕組みを検討する。	○	△							

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
20	文化財保護指導委員との連携	和歌山県文化財保護指導委員による定期的なパトロールを引き続き行い、所有者との関係強化やより詳細な状況把握を行う。				○					
21	文化遺産保存活用にかかる活動団体への助成	文化遺産の維持管理を担うような住民団体や、町並みを活用したイベントを実施するような住民団体等に対し、必要に応じて助成を行う。	○	△							
22	公民館活動との連携	公民館活動と連携し、古文書解読や歴史研究などの教室や、古写真や民具などを持ち寄って語り合うなど、歴史に関心のある地域住民の掘り起こしや学習機会の提供を図る。	○	△							
23	文化遺産収蔵施設の設置と収集活動	文化遺産の散逸を防ぎ、適正な環境下での文化遺産の保管が可能な収蔵施設を設置し、文化遺産の積極的な収集活動を行うとともに、地域の歴史や文化遺産を体系的に調査できるような環境を整える。	○								
24	文化財保存活用支援団体との連携	文化財保存活用支援団体である和歌山県建築士会と連携し、歴史的建造物の保存のための調査や保存事業の促進、所有者への保存への働きかけを行う。また、建造物分野の保存修理の担い手となる技術者を養成し、湯浅町において実践する場を可能な限り提供する。また、歴史的建造物の耐震を中心とした防災対策や、大規模災害発生後の対応方法の検討を進める。		△			○				

方針Ⅲ ホンモノに親しむ

湯浅町の歴史や文化遺産を、地域住民をはじめとして、多くの人々に理解してもらうため、文化遺産の公開や歴史教育の充実を図る。湯浅町では、歴史を学んだり文化遺産を鑑賞したりする機会が少ないため、まずは公有の文化遺産の公開を促進していく。博物館等への出展協力や、機会を捉えた既存施設での展示をはじめ、常設での展示・公開を目指して検討を進める。

本計画では、関連文化財群「湯浅ばなし」を設定し、13のストーリーで湯浅町の歴史を学べるように整理した。これを活用して、湯浅町の歴史を広く発信するとともに、地域の子どもたちにも理解を広め、湯浅町への愛着や誇りを育てる教育を進める。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期			
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期	
25	公有文化遺産（建造物・史跡）の整備	公有文化遺産（管理団体となっているものを含む）は、公開・活用を目標に必要な調査や整備を行い、過程も含めて広く周知する。	○								
26	既存の公開施設の一体的な活用	町家等を改修し公開施設として稼働している、甚風呂・湯浅まちなみ交流館・岡正・北町ふれあいギャラリー・立石茶屋と、整備中の旧栖原家を、各施設の機能を整理し一体で活用することができるよう、検討を行う。	○	△							

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期				
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期		
27	★公有文化遺産（動産）の公開	古文書や絵画、民俗資料等の動産文化遺産について、博物館等への展示協力等により、積極的に公開する。あわせて、湯浅えき蔵等の既存施設の利用も含めて、文化遺産の公開を常設で行う方法を検討する。	○									
28	民間所有文化遺産の公開促進	民間が所有する、特に指定等文化財について、可能な範囲で公開することを促進する。行政は、公開に向けた課題を把握し、その解決に向けた事業を支援する。	△		○							
29	湯浅町の歴史を紹介する方法の検討	現在、湯浅町の歴史の全体像を通史的に紹介する施設等がない。既存施設の活用も含めた文化遺産やパネル等による展示や、インターネットの活用、冊子やパンフレットの作成等、様々な方法を検討し、町内外の人に情報発信をしていく。										
30	★関連文化財群「湯浅ばなし」を活用した冊子・パンフレットの作成	地域計画作成過程で明らかになった湯浅町の歴史・文化の特徴を広く知ってもらうための冊子やパンフレットを作成する。あわせて、児童・生徒向けのものも作成し、学校教育と連携する。	○									
31	郷土史家の成果の整理・公開	湯浅町では、これまで郷土史家による歴史研究が盛んに行われてきた。その成果について、可能であれば出版物として刊行、困難であっても郷土史家が独自にまとめた成果を図書館等で閲覧できるようにする等、成果を共有できるようにする。	○									
32	★小中学生への歴史・文化教育	中学校のふるさと講座における歴史の講座や、小学生の伝建地区でのフィールドワークなどの取組みを継続し、さらに進めていくことで、地域への深い愛着や誇りを育む。学校教育現場との連携を深め、例えば総合的な学習の時間を活用する等、歴史・文化教育を推進する。	○									
33	地元高校との連携	町内に所在する耐久高校と連携し、生徒への地域の歴史教育や、生徒による研究活動の支援などを通じて、町外からの学生も含めて湯浅への愛着心を育てる。	○									
34	大学等との連携	県内外からの大学との連携により、町並み保存・食・防災など様々な分野での取組みがはじまっている。歴史的建造物を活用した大学のサテライトキャンパス等の活動拠点の整備や、地域と協働した取組みを支援する。	○				△					
35	町民歴史講座	一般の地域住民を対象にした町民歴史講座を継続して実施する。湯浅町の歴史文化に関連した郷土史家や専門家の講演等の深い内容だけでなく、調査成果の発表や、身近なテーマなど、幅広く参加しやすい内容を検討しながら進めていく。	○									

方針Ⅳ ホンモノを活かす

湯浅町の文化遺産を、様々な方法で活用し、地域の魅力を向上させる。日本遺産『「最初の一滴」醤油醸造の発祥の地 紀州湯浅』の構成文化財の追加や、調査、整備による魅力向上のための取り組みを行い、国内外にその魅力を発信することで、より多くの人々に湯浅町を知ってもらおう。また、来訪者の利便性向上のため、主要文化遺産への案内表示を整備して、町内での回遊性を高める。さらに、伝建地区を中心とした古い町並みを活かしたイベントの実施や、空き家を活用した移住や出店の推進は、町の賑わいの創出や経済活動の活性化に繋がるものと考えられる。庁内関係部署や関係団体の取り組みと連携し、歴史を活かしたまちづくりに寄与していく。

番号	措置	事業概要	事業主体					事業時期		
			行政	住民	所有者	専門家	支援団体	前期	中期	後期
36	空き家活用への助成創設（水回り・内装）の検討	空き家となっている歴史的建造物の修理の際、特に伝建地区では浄化槽の設置や水回りの整備についての負担、技術的困難がネックとなっている。これらについて独自に補助をして推進する仕組みを検討する。	○							
37	空き家ストック事業	空き家の登録・修理・活用希望者への斡旋等を行うことができるスキームを、民間が中心となって作成できるよう、支援を行う。	○							
38	日本遺産を活かしたPR事業	平成29年に認定された日本遺産の知名度をさらにあげるための取り組みを推進し、近隣の他の日本遺産との連携を図りながらPR事業を積極的に継続する。	○	△						
39	★日本遺産ブラッシュアップ（構成文化財追加等）	様々な調査により価値が明らかとなった文化遺産について、構成文化財の追加を進めるとともに、構成文化財のさらなる魅力向上のための調査、情報発信等を進める。	○							
40	★主要文化遺産への案内表示整備	特に旧市街地以外に所在する文化遺産のうち、来訪者を受け入れることができるものについて、主要施設間や主要道路からの誘導をはかるための案内表示や、現地での説明板等を整備する。	○							
41	周遊ルートの設定	伝建地区を中心として、湯浅町の歴史・文化に触れることのできる周遊ルートを観光事業者とともに検討し、マップ等の作成などを行う。	○	△						
42	★町並みを活かしたイベント実施	伝建地区を中心に開催される行灯イベント、ひなめぐり等、古い町並みの雰囲気を活かしたイベントを実施していく。	△	○						
43	歴史的建造物でのユニークベニユー（湯小講堂、伝建地区）	例えば湯浅小学校講堂（国登録）で公演を行うなどのユニークベニユーを進める。また、コンサートなどの会場となるような歴史的建造物の改修を支援する。	○	○						

